



第Ⅰ章

緑の基本計画とは

1. 緑の基本計画の背景と目的
2. 緑の役割
3. 緑の基本計画の策定について

第Ⅰ章では、
周南市が緑の基本計画を策定する
主な目的や背景、緑の役割について
示しています。

第1章 緑の基本計画とは

1. 緑の基本計画の背景と目的

近年の地球温暖化をはじめとする環境問題への関心の高まりや、自然とのふれあいに對する人々のニーズに応え、快適でうるおいのある生活環境を形成するため、緑の保全や創出に関する長期的な方針が必要となったことから、平成20(2008)年6月に「周南市緑の基本計画」を策定しました。

その後、策定から12年あまりが経過し、人口減少及び少子高齢化社会の到来や、集約型都市構造化の推進等、緑を取り巻く社会情勢は大きく変化し、これらを背景として平成29(2017)年には都市緑地法及び都市公園法の一部が改正されました。

ゆとりや癒し、美しい景観、生物多様性の確保、低炭素社会の実現、防災、にぎわいの創出といった様々な効果を有する緑の役割はこれまで以上に期待され、豊かなまちづくりに欠かすことのできないものとなっています。

周南市では、平成27(2015)年3月に、「しゅうなん共創共生プラン(第2次周南市まちづくり総合計画)」を策定し、令和2(2020)年度からは後期基本計画が始動しました。第2次周南市まちづくり総合計画においては『人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南』を将来像とし、市民の皆さんと寄り添い、シビックプライドを育みながら、周南の強みを生かすことを基軸として「持続可能なまちづくり」を進めています。

こうした社会的背景や周南市のまちづくりへの取り組みを踏まえつつ、“水と緑の美しいまち”の実現に向け、公民一体となって緑とオープンスペースの保全、整備、活用、都市公園の管理を計画的に進めることを目的として、緑に関する総合的な取り組みと施策の方針を示す「周南市緑の基本計画」を改訂することとなりました。



【岐山通のクスノキ(市の木)】

■ 緑とオープンスペースをとりまく社会動向

「地球環境問題」「人口減少と高齢化社会」「豊かな地域づくり」「都市再生」に対応したまちづくりが進む中、機能としての「緑」の量的確保から、「緑とオープンスペース」を通じたまちづくりといった質的向上へ転換し、都市の課題解決や目指す都市像の実現に寄与することが求められています。

● ストック効果を高める

緑とオープンスペースは、高度経済成長期に集中的に整備され、現在では一定数が確保されています。生物多様性の向上、生活環境の改善、防災性の向上等、整備された緑とオープンスペースが継続的に機能することで得られる効果を「ストック効果」といい、これをより高め、社会状況の変化に柔軟に対応した空間やサービスを提供し続けることが求められています。

ストック効果は非常に多様で、かつ地域毎に確保状況が異なるため、地域の特性や周辺のニーズ、社会状況の変化に応じた公園の再編等、全体の中での効果的な活用や連携の観点を持ち、まちづくりの一環として取り組む必要があります。

● 公民の効果的な連携

質の高い緑の空間を創出するには、地域住民やまちづくり団体等の意向を踏まえた整備の推進とともに、管理運営・活用のパートナーとして連携協力することが重要です。また、人口減少や少子高齢化の進行による地域の担い手不足への対応、自治体の財政負担の軽減、サービス向上による緑とオープンスペースの魅力アップ等を目的に、民間事業者等の資金や知識、技術力を活用した、効果的・効率的な施設の整備や管理運営が求められています。地域住民の公園づくりへの参加意欲や、民間事業者等が持つ能力を活かし、緑とオープンスペースを起点とした都市全体の魅力向上や、地域コミュニティ活動の活性化等、公民のより一層連携した緑とオープンスペースの整備、管理運営、利活用を図ることが必要です。

● 都市公園を活かす

緑とオープンスペースの代表ともいえる都市公園は、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の確保等に大きな効用を発揮し、平常時はレクリエーションやイベント、災害時は延焼防止や避難地として利用され、多面的な機能を有する空間として大きな役割を果たしています。反面、画一的で規制の多い空間と見られがちな都市公園において、公園毎の個性や特性、時代の変化に応じた整備、管理運営を行うことで、都市公園が持つ可能性を最大限に引き出し、次世代に継承していくことが重要な課題となっています。

都市公園の多機能性を最大限発揮させるため、まちの魅力や価値の向上に向けた都市公園マネジメントや、地域ニーズに応じた公園整備、多様な主体による公園運営の推進等が求められています。

■ SDGs を踏まえた緑とオープンスペースの取り組み

SDGsとは、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採決された、令和12(2030)年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むこととされており、17のゴール(目標)と169のターゲットが設定されています。

SDGsの達成に向けては、自治体レベルでの取り組みも求められていることから、本計画においても17の目標のうち、「15 陸の豊かさを守ろう」と「17 パートナリシップで目標を達成しよう」を中心に、この趣旨を踏まえた取り組みを進めていきます。



図 I-1 Sustainable Development Goals

2. 緑の役割

緑は、人々の潤いのある生活や営みの創出の中で、美しい景観を構成する空間的な役割だけでなく、地域の歴史・風土、生活文化の形成、人々の心身の健康の増進といった、豊かで質の高い生活を送るために重要な役割を担っています。

緑の役割を整理する上で、次に示すとおり、環境保全、レクリエーション、防災、景観といった4つの系統に分類した緑の7つの役割に着目し、これらに配慮した計画を策定します。

【環境保全系統】

①『うるおいのある都市環境と低炭素社会の実現』

緑は、大気汚染や騒音、振動の緩和・改善に効果を発揮し、うるおいのある都市環境の創出に重要な役割を担います。また、人々の心身を癒し、ゆとりや安らぎを与えています。

都市のヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収源として温室効果ガスの削減に貢献し、地球温暖化の抑制や低炭素社会の実現に大きく寄与しています。

②『生物多様性の確保』

緑は、野生生物の生息・生育環境、生態系の基盤を形成し、生物の多様性を確保しています。そして、将来の世代への財産となる、生物資源を保全し、生命を育む役割を担います。

特に樹林地や農地、河川等の骨格となる緑と地域に点在する身近で小規模な緑が、まとまりやつながりを持つことにより、ビオトープネットワークが形成され生物の多様性が確保されます。

【レクリエーション系統】

③『スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成』

緑は、人々の健康づくりやスポーツ・レクリエーション、教養・文化活動等様々な余暇活動の場として重要な役割を担います。

都市で暮らす住民にとっては、身近な自然とふれあえる場となり、環境教育や自然体験の場として、将来を担う子どもたちが健全に成長するうえで欠くことのできない存在です。また、様々な地域活動の場として利用されることにより、地域内での交流促進が期待できます。

④『より美しく暮らしやすいまちの再構築』

緑は、都市をより美しく、魅力的に、安全に、暮らしやすく再構築できる力を持っています。

まちの魅力や価値の向上には、地域のニーズに適合し、量・質ともに十分な緑の空間の確保と、にぎわいの創出等を目的とする、積極的な公民連携の活用が必要です。

緑が持つ力を最大限発揮することで、豊かな都市生活の実現が期待できます。

【防災系統】

⑤『都市・地域の防災性の向上』

緑は、震災・火災時の延焼の軽減や防止、避難地・避難路等の避難空間となり、都市の防災性、防災機能を向上させる役割を担います。

特に、規模の大きな都市公園は、震災時等における広域的な避難地として、被災後の救援・救護の拠点となる貴重なオープンスペースとなる等、広域的な都市の防災計画において重要な役割を担います。

【景観系統】

⑥『美しい景観の形成』

緑は、都市や地域における美しい景観の基盤となり、人々の生活、自然、気候、風土と一体となって形成されるものです。

周南市では、市街地を取り囲む山林と美しい瀬戸内海、地域のシンボルとなる永源山公園や徳山公園等の都市公園、市街地内の貴重な樹林地となる西緑地、自然で雄大な樹形が特徴の御幸通の街路樹等が、市街地周辺における魅力的な景観を創出しています。

⑦『地域固有の歴史・文化の継承』

緑は、地域の歴史・文化的遺産と一体となって、地域の活力や魅力、観光振興によるにぎわいの創出に寄与する役割を担います。

緑と一体となった地域の個性と伝統は、地域住民の愛着と、内外の人々が訪れたいと思う魅力を引き出します。そして、自然と歴史・文化に根ざした、活発な地域間交流・連携が展開されることが期待できます。



図 I-2 4つの系統と7つの役割

3. 緑の基本計画の策定について

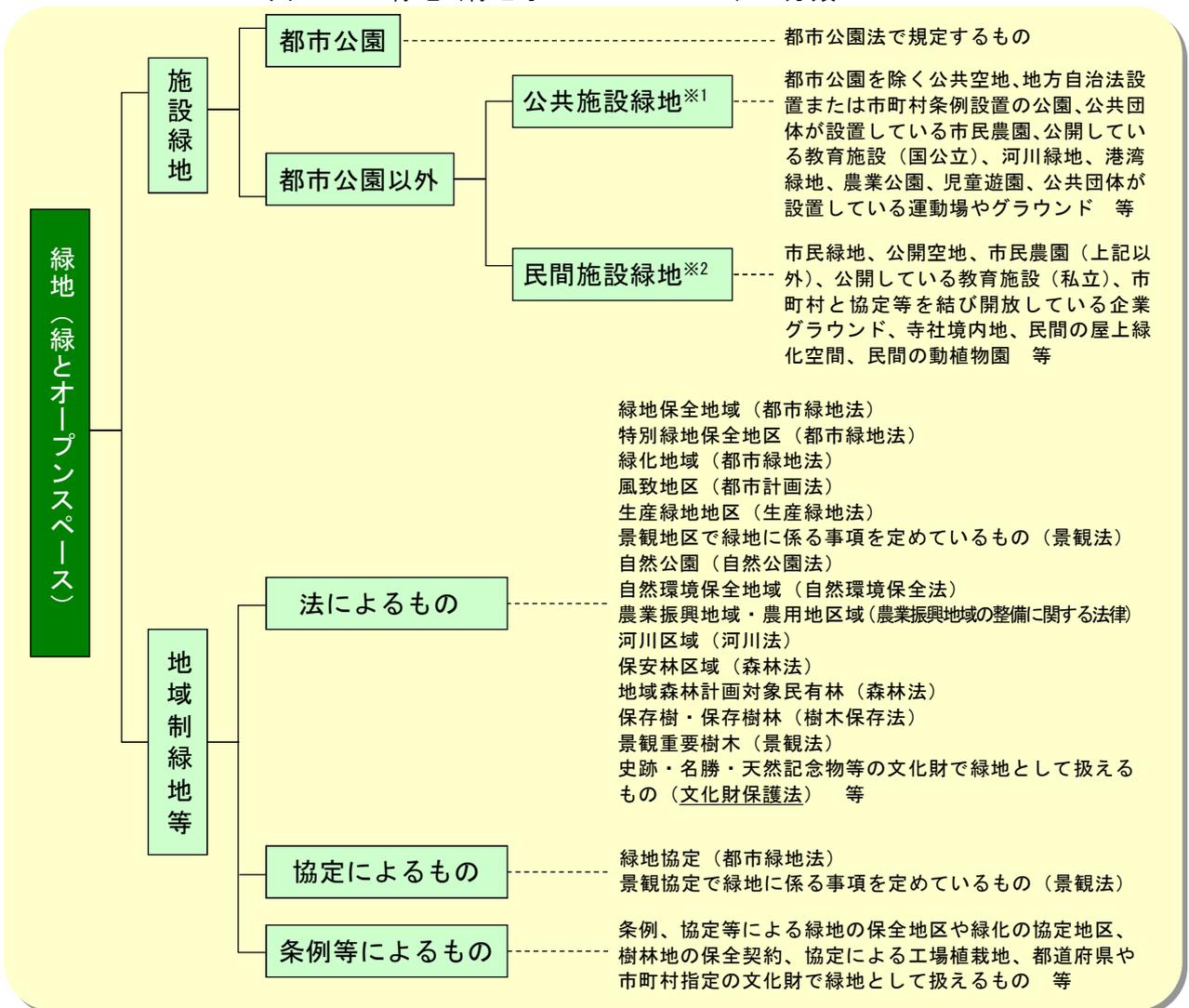
3-1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づき策定するもので、都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画です。

具体的には、緑地の保全及び緑化の目標、それを実現するための施策に関する事項を定め、緑地の保全、緑化の推進、都市公園の整備などを公民一体となって総合的に進めていくための指針となります。

緑の基本計画では、次の分類に示すような周南市内の公園・緑地や、森林、河川や水面、道路、官公庁等の公共施設の植栽地、民有地の樹木等を含めた緑とオープンスペースを計画の対象として位置づけます。

図 I-3 緑地（緑とオープンスペース）の分類



※1：公共施設緑地とは都市公園以外の公有地または公的な管理がされており、公園緑地に準ずる機能を持つ施設。なお、街路樹や学校、その他の公共公益施設における植栽地は緑地に含まない。

※2：民間施設緑地とは民有地で都市公園に準ずる機能を持つ施設。
 具体的には以下を踏まえ、計画に位置づける場合は実状にあわせて適宜判断する。

- ・ 公開しているもの
- ・ 500㎡以上の一団の土地で、建ぺい率がおおむね20%以下のもの
- ・ 永続性の高いもの

3-2 計画対象区域

周南市全域を対象としますが、都市公園の配置等については、都市計画区域を対象に検討します。

緑の基本計画は、都市緑地法及び都市計画法に基づく土地利用の制限や都市公園の整備等、主として都市計画区域内において講じられる緑の保全及び緑化の推進に関する措置を、総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

周南市においては、他法令との連携による緑の保全、全市的に緑化を推進する観点から、周南市全域（65,629ha）を対象とします。

なお、都市公園の配置や、自然環境・景観保全にかかる諸施策の指定については、都市計画区域（25,087ha）を対象に検討します。

※面積は令和2（2020）年3月31日現在

3-3 計画期間

緑の基本計画の期間は、都市計画マスタープランと整合を図り、計画初年度である平成20（2008）年度から概ね20年後の令和10（2028）年度までとします。

また、必要に応じて見直しを検討します。

● 計画の目標年次

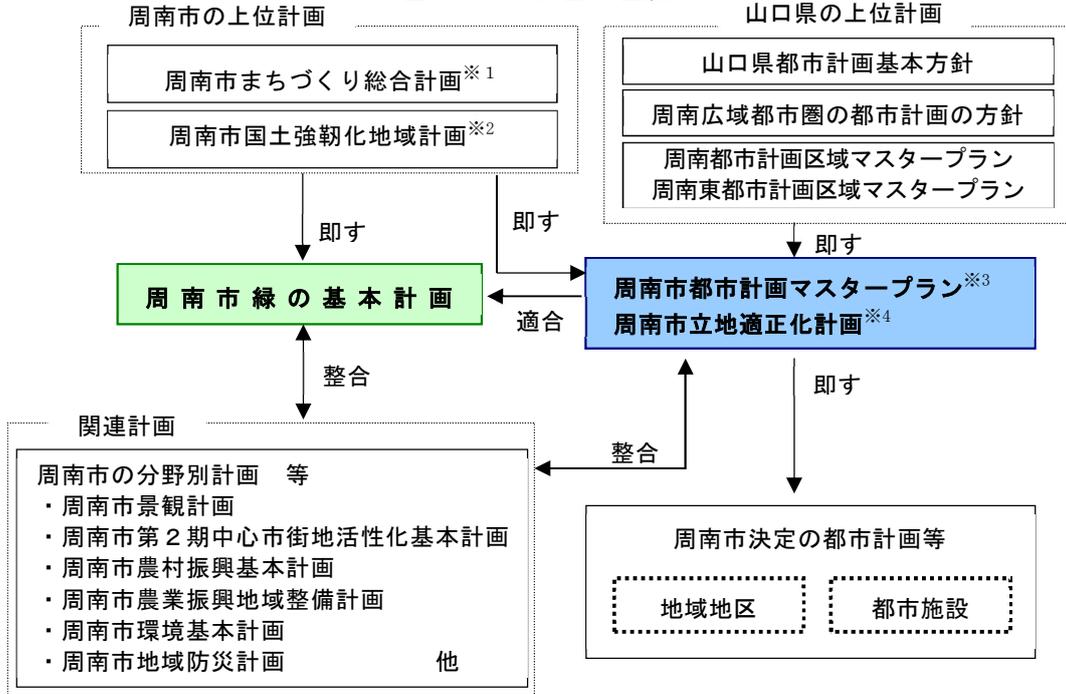
概ね20年後を目指し、

令和10（2028）年を目標年次とします。

3-4 計画の位置づけ

周南市緑の基本計画は、「周南市まちづくり総合計画」※¹及び「周南市国土強靱化地域計画」※²を上位計画とし、山口県が策定する「都市計画区域マスタープラン」や「周南市都市計画マスタープラン」※³における基本理念に即するとともに、「周南市立地適正化計画」※⁴等と整合を図ります。

図Ⅰ-4 計画の位置づけ



第2次周南市まちづくり総合計画
〔将来都市像〕

『人・自然・産業が織りなす
未来につながる 安心自立都市 周南』

〔基本理念〕

∞(無限)の市民力と最大限の行政力を結集し
周南の価値を高めるまちづくり

〔まちづくりの方向〕

- 元気で心豊かな人を育むまちづくり
- 無限の市民力を発揮できるまちづくり
- 安心して健康に暮らせるまちづくり
- 活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり
- 環境にやさしく快適で利便性のあるまちづくり
- 最大限の行政力を発揮するまちづくり

周南市都市計画マスタープラン
〔基本理念〕

『美しい自然と活力ある産業が調和し快適・安全に暮らし健やかで心豊かにすごせるまち』
～市民と協働のまちづくり～

〔将来の都市像〕

- 市街地の拡散抑制と都市機能が集積された都市
- 産業基盤が強化された都市
- 広域及び市内ネットワークが強化された都市
- みんなが安心安全に暮らせる都市
- 次世代につなぐ新たな価値が想像された都市
- 地域の個性と魅力が創出された都市
- 公民連携により取り組む都市

※1：周南市のまちづくりの最上位計画であり、周南市の将来像、まちづくりの基本理念と基本方向、施策の大綱を明らかにしたもの。
 ※2：周南市の国土強靱化に係る各種計画等の指針で、あらゆる災害（リスク）に備えるため、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的施策を定めるもの。
 ※3：周南市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、より地域に密着した見地から、土地の利用のあり方や道路、公園、下水道等の整備のあり方を定めるもの。
 ※4：「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた取り組み推進のため、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実に関する方針を定めるもの。

3-5 計画策定作業の流れ

第Ⅰ章 緑の基本計画とは

1. 緑の基本計画の背景と目的

2. 緑の役割

- ① うるおいのある都市環境と低炭素社会の実現
- ② 生物多様性の確保
- ③ スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成
- ④ より美しく暮らしやすいまちの再構築
- ⑤ 都市・地域の防災性の向上
- ⑥ 美しい景観の形成
- ⑦ 地域固有の歴史・文化の継承

3. 緑の基本計画の策定について

第Ⅱ章 周南市の緑の現状と課題

1. 周南市の特性

2. 周南市の緑の状況

3. 緑に関する市民の意向からみた課題

4. 緑の保全・創出に向けた課題

第Ⅲ章 緑の都市づくりの目標と方針

1. 基本理念

『ともに育てよう 水と緑の美しいまち 周南』

2. 緑の将来像

3. 基本方針

- ① 人と自然がともに暮らせるうるおいのあるまちづくり
- ② 自然とふれあい健康で快適に暮らせるまちづくり
- ③ 災害に強く安心・安全に暮らせるまちづくり
- ④ 地域の個性や資源を大切にしたい美しいまちづくり
- ⑤ 公民連携による活力のあるまちづくり

4. 緑地の確保目標水準

第Ⅳ章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

- 都市の骨格となる緑の保全
- 自然環境との共生に配慮した緑の保全、育成
- 利用者の多様なニーズに対応した緑とオープンスペースづくり
- 身近なオープンスペースの確保
- 緑によるうるおいのあるまちなみの創出
- 安心・安全に暮らせる緑の創出
- 緑とオープンスペースをいかした市街地のイメージアップ
- 地域の個性や資源の保全・活用
- 公民連携による緑のまちづくりの推進
- 緑を守り、増やすための人づくり

第Ⅴ章 緑化重点地区

- 永源山公園周辺地区
- 中心市街地周辺地区
- 周南緑地周辺地区

第Ⅵ章 地域別緑の配置方針

1. 都心部地域
2. 西部地域
3. 北西部地域
4. 東部地域
5. 島しょ部地域
6. 北部地域
7. 中山間部地域